

ビジネス d 経費精算サービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「ビジネス d 経費精算サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ビジネス d 経費精算サービス」を提供します。

第 1 条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の關係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

第 2 条（本規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

第 3 条（業務委託及び業務提携）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に業務委託する必要があることを承諾します。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第 25 条（免責）に定める範囲で責任を負うものとします。
3. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

第 4 条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、「ビジネス d 経費精算サービス」のことを指し、Staple カード、「当社ブランドの法人プリペイドカード」又は契約者が利用するクレジットカード（デビットカードを含みます。以下同じ。）の利用情報を集約及び閲覧できる機能を意味します。
- (2) 「契約者向けサイト」とは、当社が契約者に提供する経費精算手続きに必要な汎用的な機能（経費の申請、経費の承認、経費データの CSV 出力など）を具備したサイトを意味します。
- (3) 「利用者 ID」とは、パスワードと組み合わせて、利用者とその他の者とを識別し、本サービスを利用するために契約者向けサイトにて用いられる符号を意味します。
- (4) 「パスワード」とは、利用者 ID を組み合わせて、利用者とその他の者とを識別し、本サービスを利用するために契約者向けサイトにて用いられる符号を意味します。
- (5) 「利用実績データ」とは、利用者が利用する Staple カード、「当社ブランドの法人プリペイドカード」又はクレジットカードの利用情報に関するデータを意味します。
- (6) 「コンテンツパートナー」とは、コンテンツサイト（本条 7 号に定めるものをいいます。）を運営する企業を意味します。
- (7) 「コンテンツサイト」とは、Staple カード、「当社ブランドの法人プリペイドカード」を提供するクラウドキャスト株式会社又はコンテンツパートナーが運営・管理する Staple カード、「当社ブランドの法人プリペイドカード」又はクレジットカードの利用情報を提供するサイトのうち、当社が任意に指定するサイトを意味します。
- (8) 「コンテンツサイト ID 等」とは、利用者の利用実績データの情報が掲載されているコンテンツサイトへログインするための ID 及びパスワードをいいます。

第 5 条（契約の単位）

当社は、1 の契約者毎に 1 の本サービスに係る契約を締結します。但し、個別に合意がある場合はこの限りではありません。

第 6 条（ビジネス d アカウント等）

1. 本サービスの利用には、株式会社 N T T ドコモ（以下「N T T ドコモ」といいます。）が別途定めるビジネス d アカウント規約（<https://id-biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html>）（以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。）に基づき N T T ドコモが発行した ID 及びパスワード（以下総称して「ビジネス d アカウント等」といいます。）が必要です。ビジネス d アカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネス d アカウント規約に定めるところによります。
2. 契約者がビジネス d アカウントを削除した場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

第7条（利用契約の成立）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、第1項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
 - (4) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が第31条（契約者の義務）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (6) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
 - (7) 申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (8) 申込者が第35条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (9) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 利用契約は、当社が第1項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社の間で成立するものとします。

第8条（契約期間）

1. 初月の契約期間は当月末日までとなります。（成立日が月途中の場合であっても当月末日までとします。例：8月15日から8月31日まで）
2. 契約期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1か月間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

第9条（利用料金）

1. 月額660円/利用者ID（初月無料）で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。

2. 月末締め翌月請求とします。
3. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社の Web 等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。）の合計と異なる場合があります。

第10条（支払方法）

1. 利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。
2. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
3. 当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金を行わないものとします。
4. 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができます。

第11条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができます。この場合、当社が当該通知内容を Web 等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

第12条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があります、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第13条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もできないものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

第14条（当社の知的所有権）

1. 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、本サービスの仕様書、取扱いマニュアル、生成等データ、統計データ等を含みます。以下、この条において「物品」といいます。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 契約者は前項のほか、次のとおり本サービス及び物品を取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製、転載、改変等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないこと。
 - (3) 派生物を作成しないこと。
 - (4) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡又は担保設定等しないこと。
 - (5) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
3. 本条の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとします。

第15条（技術輸出）

1. 契約者は本サービス及び本サービスに使用されている技術（以下「本サービス等」とい

います)を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易その他の日本国の輸出関連法規並びに米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、並びにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの法規を遵守するものとし、並びに本サービス等を適正な政府の許可なくして、禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、又は、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出又は再輸出しないものとします。

2. 契約者は本サービス等を、外国為替及び外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

第16条 (データの取り扱い)

1. 当社は、本サービス提供の過程で収集したデータを当社所定の期間、保存することができます。
2. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができます。
3. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。ただし当該用途以外でのアクセス又は利用しないものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。))が滅失、毀損若しくは漏えいした場合又は滅失、毀損、漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
5. 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
6. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第17条 (データの利用)

1. 当社は、当社の設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全、本サービスの維持運営、本サービスの販売促進、本サービスの機能改善、当社サービスの企画開発及び統計データ(保存データ及び生成等データを、複数の契約者に関する情報における共通要素を抽出し集計して加工したデータをいいます。)の商用利用のため、保存データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。
2. 当社は、統計データを前項に定める目的において、自ら利用し、第三者に提供すること

ができます。

3. 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することを同意します。

第18条（データの範囲）

1. 当社は、任意にコンテンツサイトを指定し、追加又は削除することがあります。契約者は、これに異議を述べることができないものとし、コンテンツサイトが削除された場合、以後本サービスにおいて当該コンテンツサイトの利用情報を閲覧・取得等ができなくなることを予め了承します。
2. 契約者が本サービスにより情報を取得できるコンテンツサイトは、契約者が当該コンテンツサイトにアクセスするためのコンテンツサイト ID等を所持しているコンテンツサイトに限られます。
3. 当社は、契約者が取得することができる情報の項目を、追加又は削除することがあり、契約者はこれに異議を述べることができないものとします。
4. 本サービスによって得られる情報の内容及び取得期間については、当社が任意に定めることができるものとし、契約者はこれに異議を述べることができないものとします。
5. 本サービスから取得する情報の内容がいつの時点のものであるかについては、コンテンツサイト側で提供される表示状態により異なります。
6. 契約者が本サービスにアクセスした直後に契約者が前回アクセス時に表示した利用実績データが表示される場合があります。また当社は、任意のタイミングでコンテンツサイトから取得される利用実績データを自動で取得します。
7. 生成等データの保存期間は、当社が任意に定めるものとし、これらの情報が滅失、毀損しても当社はなんら責任を負わないものとします。

第19条（データの消去）

当社は、本契約の解約があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、責任を負わないものとします。

第20条（データのバックアップ）

1. 契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとします。
2. 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合に限り、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3. 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
4. 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第21条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際し知り得た個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に従って取扱うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、個人関連情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人関連情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体等が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託をうけて個人関連情報の取扱いの一部を受託するものとします。
3. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人関連情報を開示することができるものとします。

第22条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第23条（非保証）

1. 当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。
2. 当社は、前項の定めその他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとします。

第24条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその

提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益及び派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無又は予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2. 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、当該時間数から 72 時間を引いて、24 で割ることにより算出される整数部分を停止日数とし、本サービスの月額料金（当該サービスが全く利用できない状態が生じた日を含む月の月額料金を指します。）の 30 分の 1 に停止日数を乗じた額を損害とみなし、その額に限り賠償します。ただし、当該合計額が過去 1 年間に契約者が当社に支払った本サービスの対価の金額を超える場合は、過去 1 年間に契約者が当社に支払った本サービスの対価の金額を上限として、その責任を負うものとします。
3. 当社の故意又は重大な過失により当該サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとします。
4. 天災、停電、通信障害その他の不可抗力により、利用実績データの取得に著しい困難が生じた場合、又は利用実績データの消失が発生したことにより利用実績データの取得ができなかった場合（いずれの場合についても、当社に帰責事由のないときに限る。）、これにより契約者に生じた損害（逸失利益及び間接損害を含む。）について、当社は責任を負いません。
5. 天災、停電、通信障害その他の不可抗力により、当社が本サービスの全部又は一部を提供できなくなった場合において、当社に帰責事由のないときは、そのことによって利用実績データに不備が生じても当社は責任を負いません。
6. 契約者がコンテンツサイト ID 等に対応した利用実績データを取得した後に、当社の帰責事由によらずにシステム障害、事故等（データの漏洩及び不正利用等を含む。）が生じた場合には、契約者において対応するものとし、当社は、契約者及び利用者に対し、責任を負いません。

第 25 条（免責）

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。
2. 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、また本サービスの可用性、適時性、セキュリティ、

信頼性に関し、何ら保証するものではありません。また、契約者による本サービスの利用が契約者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

3. 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負わないものとします。
4. 当社は、本サービスの変更、本サービスの利用による保存データ及び生成等データの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して契約者が被った損害について、賠償する責任を負いません。なお、当社の故意又は重過失による場合を除きます。
5. 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については追わないものとします。
6. 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第26条（本サービスの提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
 - (6) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (7) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
 - (8) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
 - (9) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定め

る利用の制限等を計画している場合は、その旨を第11条（通知）に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。

4. 当社は、第1項又は第2項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第27条（本サービスの提供停止等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第7条（利用契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 第31条（契約者の義務）又は第12条（届出義務）に違反したとき。
 - (3) 第10条（支払方法）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
 - (4) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
 - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
 - (6) 契約者がビジネスdアカウントを解除したとき。
 - (7) その他本規約等に違反したとき。
 - (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第29条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
3. 第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

第28条（本サービスの廃止）

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
2. 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
3. 本サービスの一部又は全部の廃止により、契約者又は第三者に発生する損害について、当社は責任を負いません。

第29条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日1か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (2) 第27条（本サービスの提供停止等）第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (3) 第31条（契約者の義務）に違反したとき。
 - (4) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第7条（利用契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (7) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
 - (8) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
 - (9) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
 - (10) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
 - (11) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。
4. 第3項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

第30条（契約者による本契約の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第31条（契約者の義務）

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
 - (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしてしないこと
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
 - (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
 - (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (9) 利用者に本規約を遵守させること。
 - (10) 本サービスが不正に利用され又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知し、本サービスの不正利用に係る当社の調査に協力すること。
 - (11) 当社の信用を毀損する行為又は当社に不利益を与える行為をしないこと。
 - (12) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
 - (13) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
 - (14) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為をしないこと。
 - (15) 本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第 14 条（当社の知的所有権）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為をしないこと。
 - (16) 本サービスについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為をしないこと。
 - (17) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと。
2. 契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、

当社が指定する期日までにその修繕及びその他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3. 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
4. 契約者は、本サービスに係る利用者 ID 及びパスワード（以下、「ID 等」といいます。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等によって当該利用者が被る損害については、当該利用者の故意過失の有無にかかわらず、当社は責任を負いません。
5. 契約者が本条の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他当社が必要と判断した措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
6. 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由及びその他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 3 2 条（損害賠償）

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います。

第 3 3 条（契約者の協力義務）

当社は以下の場合、契約者に対し本契約に関する契約者の機器、情報、資料並びにその他の物品の提供及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができます。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査又は確認するために必要な場合
- (2) 故障予防又は回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

第 3 4 条（残存効）

本サービスの利用が終了した後も、第 2 1 条（個人情報の取り扱い）、第 2 6 条（本サービスの提供中断等）、第 2 7 条（本サービスの提供停止等）、第 1 4 条（当社の知的所有権）、第 2 5 条（免責）、第 3 7 条（権利譲渡）、及び第 3 8 条（準拋法）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第35条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第36条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があつたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第37条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義

務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第38条（準拠法）

本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第39条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則（令和5年4月11日 CAS3サ00040000006-01号）

（実施期日）

本規約は令和5年4月17日から実施します。

附則（令和6年4月17日 CAS2サ000400006003-02号）

（実施期日）

この改正規定は令和6年5月10日から実施します。

附則（令和6年8月15日 CAS2サ000400008029-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は令和6年8月22日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に当社が改定前のdX経費精算サービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

dX経費精算サービス利用規約 dX経費精算サービスに係る利用契約	ビジネスd経費精算サービス利用規約 ビジネスd経費精算サービスに係る利用契約
-------------------------------------	-------------------------------------------

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則（令和7年4月7日 CAS2サ000400012137-01号）

（実施期日）

1. この改正規定は、令和7年4月10日から実施します。

(経過措置)

2. 当社は、令和7年4月25日をもって本サービスの提供を終了するため、同日をもって本規約を廃止します。
3. 当社は、第9条（利用料金）にかかわらず、令和7年4月1日から令和7年4月25日までの期間に係る利用料金については無償とします。
4. この規約廃止前に生じた支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
5. この規約廃止日前に、その事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。